**大阪府入札監視等委員会 入札監視第1部会　令和4年度第2回定例会議　議事概要**

１　開催日時　　令和5年2月6日（月）午後1時30分から午後3時40分まで

２　場所　　大阪赤十字会館4階　401会議室

３　出席委員　　5名

４　審議対象期間　　令和4年4月1日から令和4年9月30日まで

５　会議の概要　　審議対象期間中における入札方式別の発注案件の状況、入札参加停止措置等の状況及び談合情報等の処理状況について、事務局に内容の説明を求めた上で審議を行った。

また、大阪府が契約締結した次の種別の契約（総契約件数2,614件）のうち、委員が抽出した3件について、事案ごとに担当課に入札・契約の過程及び内容の説明を求めた上で審議を行った。

|  |  |
| --- | --- |
| 種　　　　　別 | 内　　　　　訳 |
| 建設工事 | 予定価格250万円を超えるもの |
| 測量・建設コンサルタント等業務 | 予定価格100万円を超えるもの |
| 委託役務業務 | 予定価格100万円（物件の借入れに  ついては80万円）を超えるもの |
| 物品購入 | 予定価格160万円を超えるもの |

６　審議の結果　　これらの処理状況・事案は概ね適正であると認める。

７　委員からの質問とそれに対する回答　　別添のとおり

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 入 札 方 式 等 | | 案　　　件　　　名 | 契約金額(円) |
| 委託役務 | 一般競争 | 大阪府子ども教育・生活支援事業に係るギフトカード等の調達・発送業務（単価契約） | 12,986,536,700 |
| 委託役務 | 一般競争 | 一級河川 石川外 除草業務（その2）（R4富田林土木事務所） | 11,495,000 |
| 委託役務 | 随意契約 | 再生医療産業化推進事業（再生医療情報発信事業） | 29,036,964 |

【抽出事案一覧】

別　添

**≪令和4年度第2回定例会議抽出事案≫**

|  |  |
| --- | --- |
| **【大阪府子ども教育・生活支援事業に係るギフトカード等の調達・発送業務（単価契約）】** | |
| 委　　員　　質　　問 | 担　　当　　課　　等　　回　　答 |
| 本件は大規模な案件であることから、仕様書を作成する府側と入札に参加する事業者側との双方に、より多くの準備期間が必要ではなかったのか。 | 本件は、府内在住の子どもを対象として、夏休みまでの早期に支援を行うことが事業目的であったことから、府側の仕様書作成を含め、可能な限り短期間で入札契約手続きを進める必要があったものである。 |
| 本件は府から対象者に配付する「プッシュ型」を採用しているが、個別に申請を受け付ける方法との費用対効果を考慮したのか。 | 具体的な検証はしていないが、「プッシュ型」の方が早期に対象者へ届けるという事業目的が達成できるとともに、事務作業の効率化からコストも縮減されると考えている。 |
| 今後に向けて改善方針等はあるか。 | 本件は国を挙げての早期支援を目的としていたが、今後、同種の案件を発注する際は、詳細な仕様書のもと、より多くの準備期間を確保するよう努めたいと考えている。 |
| ≪講　評≫  　　本件は、急激に進む物価高騰への対策として、府内の子ども約127万人を対象に、教育や生活支援のためギフトカード等を配付する業務であり、早期の支援が求められるなど準備期間が短い中、可能な限り適正な入札手続きに努められたことは理解できる。また、そのような状況の中、４者の応札者があったことから、一定の競争性は確保されているものと考える。しかしながら、入札結果では4者のうち3者が予定価格を超過しており、本件が大規模な案件であることを鑑みると、分かりやすく具体的な仕様書を作成し、事業者側での見積期間や事業の準備期間が適切に確保されていれば、より適正な競争がなされていた可能性もあったと考えられる。このため、今後、同様の業務を発注する際は、事業者が業務内容を充分に理解し、準備作業や見積りができるよう配慮されたい。 | |
| **【一級河川 石川外 除草業務（その2）（R4富田林土木事務所）】** | |
| 委　　員　　質　　問 | 担　　当　　課　　等　　回　　答 |
| 除草を行う時期は、国や市町村等の他の発注案件でも同じであることから、入札参加者の確保は難しいのではないか。  　入札公告の際に提示する積算書において、具体的な草刈機を記載しているが、当該機材の使用が必須であれば、保有していない事業者は参加を控えるのではないか。  　今後に向けて改善方針等はあるか。 | 現在、入札参加資格の地域要件として、対象河川の流域にある2市を設定しており、これを拡大すると全体の対象事業者数は増加するが、それに応じて応札者数が増加するかは慎重に検討する必要があると考える。  　見積参考資料に具体的な草刈機の機種を記載しているが、履行に当たって必要な手段は受注者の責任において定めることとなっており、府が当該機材の使用を指定するものではない。府が積算をするに当たり、当該機材の使用を前提に費用を算出しているという、あくまでも参考としての提示である。  　河川敷の除草業務は慢性的に入札参加者が少ない状況であるため、来年度に向けて、積算条件の見直しや設計図書等の記載方法について検討していきたい。 |
| ≪講　評≫  　　本件は、除草業務という一般的な内容でありながら、一者入札となったものであり、他の同種案件でも比較的、入札参加者が少ない状況であった。国や他の自治体の発注と履行時期が競合することや、作業員の高齢化、コロナ禍の影響による人員不足等、様々な要因が考えられるとのことであったが、地域要件の緩和など、引き続き競争性の確保に向けた検討に努められたい。なお、検討結果等については、次回の定例会議において報告されたい。 | |
| **【再生医療産業化推進事業（再生医療情報発信事業）】** | |
| 委　　員　　質　　問 | 担　　当　　課　　等　　回　　答 |
| 本件は公募型プロポーザル方式で発注し、様々な企画提案を求めたにもかかわらず、応募者が1者となったのはなぜか。  　本件における再委託はどのような状況か。また、再委託する業務が一定量ある場合、その部分は価格競争等に付すべきではないか。  　今後に向けて改善方針等はあるか。 | 本件に係る事前の説明会には3者が参加していたが、事業者側において実施体制等の内部調整がつかなかったことや、他業務との兼ね合いで応募を見合わせられたこと等が、応募者が少なかった要因であると考えている。  　再委託は原則禁止であるが、主たる業務は受注者が履行した上で、単純作業部分について再委託の申し出があったため、発注部局で審査し、再委託の指針に定められている範囲で承認したものである。なお、再委託は府側が当初から想定していたものではなく、事業者の提案により生じた業務の一部について申し出があったものである。  　来年度は本事業の計画に基づいたコンテンツ制作や理解促進イベント実施の受託事業者について、公募型プロポーザル方式による募集を予定している。多様な事業者から企画提案がなされるよう、事業の取組内容や目標等を明確にし、丁寧な説明に努めていきたい。 |
| ≪講　評≫  　　本件は、大阪・関西万博の開催を見据え、再生医療の現状や将来の可能性について、効果的な情報発信の手法等を企画する業務であり、民間事業者の専門性やノウハウ等を活用した提案を求めるため、公募型プロポーザル方式で発注したものである。しかしながら、応募者は1者であったことから、今後は業務内容や求める提案の趣旨等を、より分かりやすく提示し、複数の事業者から企画提案を受けられるよう、競争性の確保に努められたい。また、再委託の業務内容について、単純作業の経費が多い場合は、その部分を競争入札等で価格評価した方がよいのではないかといった懸念が生じかねないため、引き続き留意されたい。 | |